

18.モーターボート競走の現況

〔1〕モーターボート競走の概要

モーターボート競走は、モーターボート競走法〔昭和26年6月18日法律第242号〕に基づき「モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図る」ことを目的として行われている。

管内における競走場は、下関競走場、若松競走場、芦屋競走場、福岡競走場、唐津競走場、大村競走場の6場である。

モーターボート競走が始まった当時、勝舟投票券は施行者が競走場でしか発売できなかったが、施行者以外の者が競走場で勝舟投票券その他これに類似するものを発売する違法行為が見られるようになった。これを防止するとともにモーターボート競走の売上増及び地域の活性化を図るため、昭和61年8月香川県丸亀市に「ボートピアまるがめ」が設置されたのを皮切りに各地で場外発売場が設けられるようになった。

令和2年1月1日現在の管内における大型場外発売場は、ボートピア勝山、ボートピア三日月、ボートピア高城、ボートピア金峰、ボートピアみやきの5ヵ所、小型場外発売場として、前売場外おおむら、ミニボートピア長崎五島、ミニボートピア北九州メディアドーム、ミニボートピア長崎時津、オラレ島原、ミニボートピア天文館、オラレ志布志、ミニボートピア長洲、ミニボートピア長崎波佐見、ミニボートピア日向、ミニボートピアさつま川内、オラレ日南、ミニボートピア嘉麻、オラレ下関、ミニボートピア宮崎、ボートレースチケットショップ長崎佐々、ボートレースチケットショップ鹿島、ボートレースチケットショップ松浦、ボートレースチケットショップ由布、ボートレースチケットショップ加治木の20ヵ所、前売専用場外発売場として、前売場外ミニット、前売場外オラレ呼子の2ヵ所がある。

令和2年1月1日現在の管内におけるモーターボート競走の施行者は、8団体(16市8町)である。また、令和元年度管内の競走場におけるモーターボート競走開催日数は、1,137日である。(全国は4,564日)

〔2〕モーターボート競走の現況

(1) 売上高の推移

管内全競走場の売上高は、昭和60年度以降順調に伸びていたが、景気後退やレジャーの多様化等により平成3年度をピークとして減少基調に転じた。

しかし、場外発売場の設置、電話投票の拡充、ナイトレース、モーニングレースの開催等各種施策が展開された結果、増加基調であったが、平成20年後半からの経済状況の悪化や東日本大震災の影響で減少に転じた。平成23年度以降は再び増加に転じ、令和元年度は電話投票が好調なこともあり前年度比16.2%増となる約4,370億円であった。(全国：約15,435億円、対前年度比12.6%増)

また、売上が期待できるSG（スペシャルグレード）競走が、令和元年度管内では、福岡、大村の2競走場で開催された。

(単位:百万円)

競走場	年度	S50	S60	H3	H19	H27	H28	H29	H30	R1
下	関	32,644	31,931	53,683	14,630	23,604	23,157	67,550	70,871	79,734
若	松	32,713	36,841	49,110	58,372	70,500	73,070	84,363	78,887	84,013
芦	屋	30,343	30,400	41,490	26,093	43,563	42,135	54,342	62,617	59,364
福	岡	70,915	70,230	122,500	53,084	38,903	44,000	46,122	43,732	50,518
唐	津	29,695	30,180	41,449	20,924	31,462	36,208	47,714	47,147	57,783
大	村	27,757	25,386	40,218	34,544	49,892	47,072	57,677	72,837	105,581
	計	224,067	224,968	348,450	207,647	257,924	265,642	357,768	376,091	436,993
全	国	1,174,524	1,429,209	2,213,746	1,007,514	1,042,282	1,111,151	1,237,880	1,372,792	1,543,492

(2) 利用者数の推移

管内の競走場の令和元年度の利用者数は9,441万人で、対前年度比8.0%の増加となった。

(全国:3億4,950万人、対前年度比5.9%の増加)

(単位:千人)

競走場	年度	S50	S60	H3	H19	H27	H28	H29	H30	R1
下	関	1,407	885	1,548	1,817	6,196	6,458	6,196	16,206	17,077
若	松	1,528	937	1,080	5,826	15,239	16,284	15,239	17,828	18,147
芦	屋	1,121	862	967	2,586	7,718	9,345	7,718	13,740	13,806
福	岡	2,572	1,680	2,606	4,130	8,218	10,086	8,218	12,137	12,112
唐	津	1,066	774	924	2,276	6,175	8,360	6,175	11,771	13,429
大	村	1,026	673	887	4,969	10,010	10,415	10,010	15,712	19,843
	計	8,720	5,811	8,012	21,604	53,556	60,948	53,556	87,394	94,412
全	国	45,007	34,159	45,809	97,794	217,114	253,135	217,114	329,949	349,500

(注)昭和50年度、60年度の数値は、本場入場者である。

(3) 売上金の使途

モーターボート競走の売上金は、その目的にもあるように各種公益事業に使用されているが、具体的な使途は次のとおりである。

売上金	約75%	的中者への払戻		
	約25%	施行者収入		
	施行者収入の内訳	約2.9%	船舶等振興機関((公財)日本財団)への交付金	海や船に関する支援、文化、教育、社会福祉等に関する支援、海外の協力援助活動への支援等の公益事業に使用されている。 (表-2参照)
		約1.3%	競走実施機関((一財)日本モーターボート競走会)への交付金	競走実施機関に協議関係事務を委託したときに交付する。
		約0.3%	地方公共団体金融機構への納付金	機構が地方公共団体に資金を貸し付けるときの金利を下げるために使用されている。
		実費	開催経費	選手への賞金、管理費、人件費、施設費等
残金額	施行者収益(地方自治体の会計予算へ)	法第31条では社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとしており、学校、美術館、体育施設及び公民館の建設費用、上下水道の整備費用、病院、福祉施設の建設費用などに使用されている。 (表-1参照)		

表-1 令和元年度モーターボート競走事業収益金使途一覧(地方財政分)

(単位:百万円)

	九州運輸局管内		全国	
教 育 費	1,737	17.2%	4,616	13.7%
土 木 費	219	2.2%	6,823	20.2%
公営住宅費・消防費・災害復旧費	281	2.8%	469	1.4%
民 生 費	1,271	12.6%	2,452	7.3%
保 健 衛 生 費	172	1.7%	2,033	6.0%
産 業 経 済 費	282	2.8%	455	1.3%
公 害 対 策 費	0	0.0%	0	0.0%
そ の 他	6,153	60.8%	16,956	50.2%
合 計	10,115	100.0%	33,805	100.0%

資料:(一社)全国モーターボート競走施行者協議会「平成30年度モーターボート競走事業決算集計」

表-2 令和元年度モーターボート競走収益金等による事業計画((公財)日本財団分)

支 援 事 業	助成金等の金額
支払補助・社会変革推進事業・寄付文化醸成	380.86億円
協力援助事業	69.76億円
情報公開事業	14.33億円
調査研究事業	13.89億円
その他	60.07億円
総額	538.91億円

資料:(公財)日本財団「2019年度収支予算書」